

国立大学法人鹿屋体育大学男女共同参画推進の基本方針

〔平成21年 3月19日〕
学 長 裁 定

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、本学を構成する学生、教員、職員のそれぞれが個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けないように、均等な機会を保障するために以下の基本方針を定めます。

- 1 男女共同参画を阻害する要因の除去に取り組みます。
本学運営における諸制度、教育・研究の環境、学内的な慣行について、男女共同参画を阻害する要因となるものはないか注意深く確認し、もし、そうした要因を見つけた場合は、その除去に取り組みます。
- 2 教育、研究及び就業に係る男女共同参画を推進します。
教育、研究及び就業環境について、実質的な男女の均等な機会の保障を達成するため、積極的な改善措置に取り組みます。
- 3 学生、教員、職員への啓発を行います。
男女共同参画についての意識向上のため、本学の学生、教員、職員を対象に様々な啓発活動を行います。
- 4 男女共同参画推進室を設置します。
上記のことを実現するため、本学は、男女共同参画推進室を設置し、長期的展望にたって男女共同参画推進に係る諸施策の充実を図ります。

附 則

この基本方針は、平成21年3月19日から施行する。